會會経営情報

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

21 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デイーアイシービル9階 TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

E-mail jlia@jlia.jp



主な記事

1 | 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第6回) 〜宮崎県における関係機関一体での取り組み〜

(公社)宮崎県畜産協会 植木 俊郎

2 畜産データボックス

畜産クラスターに係る全国実態調査 結果について−肉用牛肥育編−

(公社)中央畜産会 水野 希海

3 行政の窓

みどりの食料システム戦略の実現に向けた認定制度等について

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 みどりの食料システム戦略グループ 山本 将平

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第6回) ~宮崎県における関係機関一体での取り組み~

(公社)宮崎県畜産協会 植木 俊郎

はじめに

宮崎県は九州南部の太平洋側に位置し、黒潮の流れのおかげで温暖な気候となっており、年間の日照時間も全国でトップクラスとなっています。

このような気候と広大な農地(宮崎県の面積は7734k㎡、九州で2番目)に恵まれ、畜産の飼養環境にも適しており、令和4年2月時点の家畜飼養頭羽数は肉用牛25万4500頭(全国3位)(うち肉用種22万9000頭(全国2位))、養豚76万4200頭(全国2位)、乳用牛1万3600頭(全国13位)、採卵鶏276万8000羽

(全国22位)、肉用鶏2759万9000羽(全国2位) で、全国でも有数の畜産県となっています。

畜特資金の状況

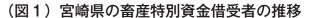
畜産特別資金等(以下、「畜特資金」という)の借受者数は、平成22年まで飼料価格高騰を受けて増加していましたが、以降は減少傾向で推移しています(図1)。多くは融資機関をはじめとする関係機関の指導によって経営改善計画の達成が図られていますが、思うように経営再建が進まない借受者も少なからずあり、この中にはやむを得ず経営を断念する

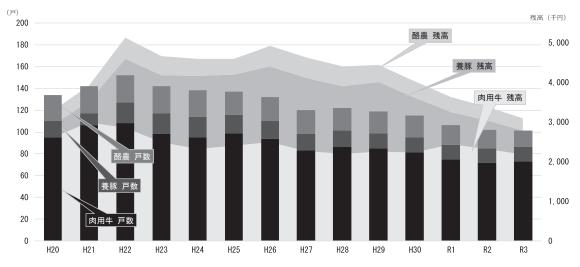
事例も見受けられます。

経営再建が進まない背景としては、飼養規模に対して多額の負債を抱えるケースや、労働力不足で規模を縮小せざるを得ないケース、経営不安を抱える中で経営主の生産意欲が上がらず、関係機関の指導を実行できずに生産性が改善されない等のケースがあり、このような借受者への指導は長期的視点に立った、複合的かつ粘り強い指導が求められます。

さらに、昨今のこれまでに経験したことのない飼料・資材・燃油価格等の高騰により、 購入飼料費が経営を圧迫し、その他の生産費 も全体的に上昇する中、これまで順調に経営 改善を図ってきた借受者でも資金繰りが悪化 し、畜特資金の借入れを検討する経営体が増 加傾向にあります。このことは、畜特資金借 受者以外も同じで、畜産農家が経営再建に取 り組むための資金として畜特資金の重要性は ますます高まっているものと考えられます。

なお、現対策期間(H30~R4)の畜特資金の新規案件は、多少の増減はあるものの毎年発生しており、特に肉用牛肥育経営の割合が高くなっています。主には素畜費の高騰や、新型コロナウイルス感染症の影響による肉用牛枝肉価格の低下等が負債の要因となっていますが、今年度は、現対策期間(5年間)の





| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | Н30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 戸数 | 95 | 106 | 108 | 98 | 95 | 99 | 94 | 83 | 86 | 85 | 81 | 75 | 72 | 73 |
| 肉用牛 | (内新規) | (6) | (28) | (19) | (3) | (6) | (14) | (8) | (0) | (5) | (9) | (4) | (2) | (7) | (1) |
| | 残高 | 2,613 | 3,000 | 2,851 | 2, 497 | 2, 326 | 2, 413 | 2, 489 | 2, 260 | 2, 203 | 2, 248 | 2, 228 | 2, 445 | 2, 318 | 2, 179 |
| | 戸数 | 24 | 25 | 25 | 25 | 24 | 21 | 22 | 22 | 21 | 20 | 20 | 18 | 17 | 15 |
| 酪農 | (内新規) | (0) | (5) | (10) | (0) | (2) | (0) | (3) | (1) | (1) | (0) | (0) | (1) | (0) | (0) |
| | 残高 | 353 | 389 | 526 | 482 | 434 | 408 | 523 | 504 | 489 | 435 | 403 | 374 | 348 | 322 |
| | 戸数 | 15 | 11 | 19 | 19 | 19 | 17 | 16 | 15 | 15 | 14 | 14 | 13 | 13 | 13 |
| 養豚 | (内新規) | (4) | (4) | (16) | (0) | (2) | (3) | (4) | (2) | (0) | (1) | (0) | (1) | (1) | (0) |
| | 残高 | 312 | 530 | 1,752 | 1,682 | 1,846 | 1,782 | 1,913 | 1,859 | 1,710 | 1, 761 | 1, 390 | 813 | 720 | 601 |
| | 戸数 | 134 | 142 | 152 | 142 | 138 | 137 | 132 | 120 | 122 | 119 | 115 | 106 | 102 | 101 |
| 計 | (内新規) | (10) | (37) | (45) | (3) | (10) | (17) | (15) | (3) | (6) | (10) | (4) | (4) | (8) | (1) |
| | 残高 | 3, 278 | 3, 919 | 5, 129 | 4,661 | 4,605 | 4,602 | 4, 925 | 4,623 | 4, 402 | 4, 444 | 4,022 | 3,632 | 3, 387 | 3, 101 |

最終年度であることから、一括借換希望者の 経営改善計画の指導や検討も行っています。

事業推進体制

本県では畜産経営の健全な発展に資するこ とを目的として宮崎県支援協議会(以下、「協 議会」という)を設置し、県域団体等の関係 機関が協力して融資機関への指導・支援を行 う体制を構築し、畜特資金等の貸付の適否等 を審査する宮崎県経営改善計画審査委員会と 連携した活動を行っています。協議会は、宮 崎県、宮崎県農業協同組合中央会等の8機関 で構成され、主な役割は以下のとおりです。

- (1) 畜産特別資金等借受者および借受見 込者(以下、「借受者等」という)の 経営改善計画の作成ならびに同計画の 達成に関する指導助言に関すること
- (2) 借受者等の経営改善の進捗状況の調 査に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要 な事項

また、県の指導の下、宮崎県畜産経営体支援 指導推進要領に基づく宮崎県畜産経営体支援 指導推進委員会を組織し、中央段階および地 域段階での畜産農家の指導体制が構築されて いますので、畜特資金借受者に対しても関係機 関が一体となった助言・指導を行っています。

経営改善計画作成指導

借受者の経営内容を確認し、経営の改善を

支援するため、新規案件、見直し案件、その 他変更が必要となった案件等の改善計画(達 成可能な計画の検討)を確認し、作成指導と 併せて、借受予定者への現地調査も実施して います。

経営改善計画作成指導手順は、以下のとお りです。

(1) 借入申込前調査

平成30年度に畜産特別資金融通事業実施 要領第2の2(2)「借入者の経営改善の ための指導等 | に基づき経営破綻(代位弁 済、離農等)を防止することを目的として、 次のとおり指導体制の見直しを図りました。

- ① 畜産協会は、県畜産振興課が実施する 畜特資金の需要調査結果を基に、借入希 望者について、地域ヒアリング前にIA との協議や現地確認を行い、経営内容や 経営改善への取組状況を把握する。
- ② 借入希望者は、予め、改善計画見直し 期間中は地域指導班の指導を受ける旨の 同意書を提出する(図2)。
- ③ 融資機関は、畜特資金借受者への巡回 や指導に際し、記録簿を作成する。
- ④ 地域指導班は、指導実施後指導記録簿 を作成し、地域指導班で共有する。
- (2) 管内関係機関ヒアリングの実施 融資機関、地域の指導機関(県振興局、 県普及センター、市町村)が実施する。
- (3) 地域ヒアリングの実施

上記(2)に加えて県畜産振興課、県専 門技術員、県信用基金協会、県畜産協会等 が実施する。

(4) 宮崎県畜産経営体支援指導推進委員 (5) 宮崎県支援協議会への報告 会による審査

(図2) 事前調査同意書兼申込書

| | 畜産特別資金 | 金借入に係 | る事前記 | 査同意 | 曹兼申込 | 書 | |
|--------|----------------------|----------------|-------------------|----------|-------|-------------|--------------|
| | | | | | | 年 | 月 日 |
| | | | | | | | <i>/</i> * F |
| 公益社団法人 | 宮崎県畜産協会 | 会長 夙 | ž | | | | |
| | | A . | च िं : | Ŧ | _ | | |
| | | Н. | // | | | _ | |
| | | | | | | | |
| | | 名 | 称 _ 每号 | | | | |
| | | 甲1.60 | 1曲万 _ | | | | |
| 畜産特別資 | 金の借入に係る | 事前調査に | ついて、 | 下記のる | とおり必 | 要事項を | 記入及び |
| 認事項に同意 | の上、申し込みる | ます。 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | 記 | | | | |
| 1 畜種(該 | 当に〇) 乳 | 用牛・ | 肉用牛(| 繁殖・肥 | 育・一月 | 質) ・ | 養豚 |
| 2 飼養規模 | . 成 | 畜 | _頭 | | | | |
| | | 年 | | - | | | |
| 4 借入を希 | | | | 千円 | | | |
| | (□にチェック) 介調査は、経営の | | 22. 学业学 | の宝祖が | トル理本・ | ナステレ | た日的し |
| | 『腕重は、腔音の 『施するものであ | , | | | | | |
| | 書、生産技術及 | | | | _ | | |
| | f調査で明らかと | | | | | | |
| | 改善計画書は融 | | | | _ | とし、資 | 金の貸付 |
| | 後は、経営改善計 全の貸付実行後も | | | | | 必両には | - 10 四本 |
| | をい負担失行後も 値又は報告を求め | | | | ٠,٧٠٠ | 203C1-A | いし、剛直 |
| | 己の内容が遵守で | | - | | t、経営i | 汝善計画 | の承認が |
| 274.3 | しとなる場合があ | ること。 | | | | | |
| 和 (| | | | 40 at at | | | |
| | | b 10 -1- 1 -1- | | | | | |
| | り、申し込みがお | ありました | ので進 | 至しよす。 | , | | |
| | り、申し込みがも | ありました 平成 | | , , | | | |
| | り、申し込みがる | 平成融資 | 年 | 月 | Ħ | | |

経営改善指導の基本方針

(1) 基本的な考え方

負債の要因、現状の経営状況、課題等を正 確に分析した上で、指導方針を明確に示し、 借受者および関係者で共有することが大事で す。

このような中で、経営者の意識改革を図り

改善状況を確認するため、定期的な経営状況 の把握とそれに基づく迅速なフォローが融資 機関等に求められます。この状況を継続する 中で、経営者(家族を含む)のモチベーショ ンの向上を図ることが経営改善に有効である と考えられます。

(2) 事業の推進体制

畜特資金については、融資機関の指導体制

の確立が特に重要となることから、融資機関 に毎年提出を求める畜特資金のチェックリス トにより状況を確認し、不備事項については、 融資機関への聞取調査の実施および改善指導 を行っています。

※人員不足の融資機関が多い中ではあります が、借受者の意識改革を図るとともに指導 が受けられない場合は畜特資金が成り立た ないことになります。

(3) 経営改善指導のポイント

経営者自らが経営改善に取り組むという意 識の確認と実践を目指すことから経営内(家 族)での問題意識と改善意識の共有・理解・ 合意形成を図ることが大事であり、融資機関 として経営支援に取り組むという意識、時に は強制的に経営マネジメント・サイクルを指 導することも必要です。経営実態の把握と分 析から始まる経営改善検討もポイントとなり ます。

※悪い指導体制

- ・指導者間で意見が合わないままの指導 が継続的に実施されているケース。
- ・指導機関の中で、融資部門と営農部門 の連携が取れていないケース。

(4)経営改善に向けた取り組み(目指す姿)

- ・融資機関がリーダーシップをとって畜産 経営との合意形成を図ること。
- ・経営者のモチベーションを引き上げる実 行的な指導を実践すること。
- ・関係機関の協力による多方面からの対応 で、問題発生のリスク軽減を図ること。
- ・融資機関の中での役職員の役割分担を明

確にして実践していくこと。

(5) 指導留意事項

畜特資金における指導で最も留意すべきこ とは、多額の負債を抱えた資金借受者の改善 指導は、単に経営面、技術面に留まらず人間 的な側面、心理的な面からの指導が極めて大 切になることです。人間的な側面から捉えた 指導の実践が、資金借受者と指導に携わる者 との相互の強い信頼関係を育み、資金借受者 の経営改善意欲を育てることになると思われ ます。

濃密指導の実施

融資機関や地域の指導組織が特に必要性が 高いと認める資金借受者を選定し、指導モデ ル経営体として反複して指導を行い、固定化 した借入金を減少させ、経営の軌道を正常に 戻すための濃密指導を借受者・融資機関の了 承の基に実施しています。

指導する借受者の数も指導組織の要員数や 他業務との兼ね合いもあり、今年度は、肉用 牛一貫経営1件、繁殖経営2件、養豚経営1 件の計4件を融資機関、普及センター、畜産 協会が中心となり、借受者の巡回を行ってい ます。新型コロナウイルス感染症の影響もあ りますが、現地(畜舎)での指導を基本とし ており、濃密指導期間は、おおむね3年を目 途としています。

(次号に続く)

(筆者:(公社)宮崎県畜産協会 経営支援部 経営支援課 主幹)

畜|産|データ|ボ|ッ|クス

畜産クラスターに係る全国実態調査 結果について-肉用牛肥育編-

(公社)中央畜産会 水野

はじめに

本会では、畜産クラスターの中心的な経営 体の育成など経営診断の際の参考値・指標値 を整備するために、道府県畜産会の協力のも と、全国の畜産経営体を対象に経営状況に係 る全国実態調査を実施しています。

全国実態調査では、調査実施年度の前年の 1月から12月の間に期首をむかえた経営を対 象に、期首から期末までの1年間の経営実態 を調査し、調査実施年度の経営指標を作成し ています(令和3年度調査であれば、令和2 年の1月から12月に期首をむかえた経営を対 象に調査を実施)。

この度、その結果をもとに酪農および肉用 牛経営の収益性や生産技術成績等の全国平均 値を組替集計して、経営指標値を作成しまし た。

経営の概要、損益、収益性の諸要因等の詳 しい集計結果は、中央畜産会ホームページ (URL: https://jlia.lin.gr.jp/cluster/) に掲 載しています。

本稿では、肉用牛肥育経営を対象に実施し た令和3年度調査結果(令和2年実績)につ いて解説します。

なお、ここでの肉用牛肥育経営とは黒毛和 種肥育牛年間出荷頭数がおおむね50頭以上の 肥育専門経営かつ、肥育牛出荷頭数に占める 黒毛和種去勢の出荷頭数割合が70%以上の経 営をいいます。

1. 近年の価格動向

全国実態調査の結果の解説の前に、配合飼 料価格および子牛市場価格の推移、和牛枝肉 の1kg当たり卸売価格について説明します。

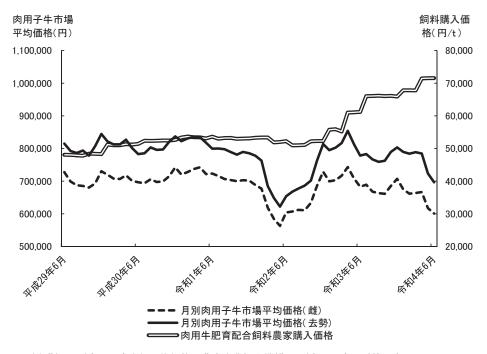
図1に、平成29年6月から令和4年6月ま での月別の肉用牛肥育配合飼料農家購入価格 と肉用子牛市場平均価格の推移を示しました。

肉用牛肥育配合飼料農家購入価格は、平成 30年にやや高くなりましたが、その後令和元 年まではおおむね横ばいで推移していまし た。しかし、令和3年にシカゴ相場の上昇に 伴って上昇し、令和4年4月には7万円/t を超えました。

月別の黒毛和種子牛市場平均価格は、平成 28年12月をピークに去勢、雌ともに漸減しま した。その後、令和2年4月に、新型コロナ

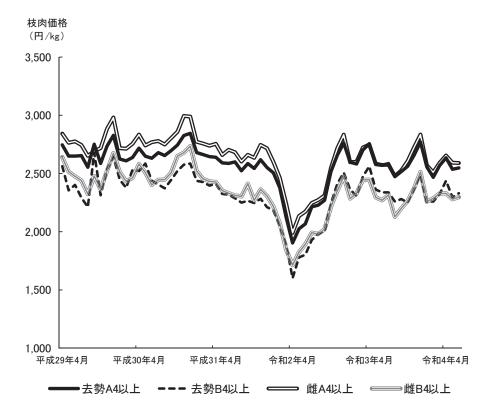


(図1) 月別の肉用牛肥育配合飼料農家購入価格と肉用子牛市場平均価格の推移



(出典) 月別肉用子牛市場平均価格:農畜産業振興機構 月別肉用子牛取引状況表 肉用牛肥育配合飼料農家購入価格:公益社団法人配合飼料供給安定機構 飼料月報

(図2) 和牛枝肉の1kg 当たり卸売価格の推移



(出典) 和牛枝肉の 1kg 当たり卸売価格: 畜産物流通統計

ウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が 発令され、牛肉のインバウンド需要や外食需 要が大幅に減退したことにより牛枝肉価格が 急落したことが影響し、令和2年5月には雌 子牛57万47円、去勢子牛64万5452円まで低下 しました。しかし、宣言解除後、肥育経営に 対する支援策が講じられたことと相まって経 済活動の再開とともに市場価格は急速に回復 しました。令和4年6月には、新型コロナウ イルスの第7波により再び牛枝肉価格が急落 し、雌子牛60万976円、去勢子牛69万6693円 まで低下しました。

図2に、平成29年4月から令和4年6月までの月別の和牛枝肉の1kg当たり卸売価格の推移を示しました。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により卸売価格は大幅に低下しました。しかし、5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は令和元年度を上回る水準で推移しました。令和4年4月以降は、令和元年を下回る価格で推移しています。

2. 最近の経営動向(3ヵ年)

表1に、全国実態調査の主要項目の動向(平成30年から令和2年実績)を示しました。

(1)経営の規模

労働力員数は平成30年からほぼ横ばいで推移しており、令和2年は2.5人となりました。

肥育牛飼養頭数は、令和元年からわずかに減少し174.0頭になりました。

(2) 収益性と収益性の諸要因

肉牛生体 1 kg 当たり販売価格は、年々減少し令和 2 年は1643円/kg となりました。それに伴い、肥育牛 1 頭当たり販売価格も年々減少し128万2353円となりました。その結果、肥育牛 1 頭当たり肥育牛販売収入は、令和 2 年は73万8158円となりました。また、肥育牛 1 頭当たり売上高は、令和 2 年は74万1983円となりました。

肥育牛1頭当たり売上原価の内訳をみると、もと畜費は年々減少し、令和2年は43万5346円となりました。購入飼料費は、年々増加し令和2年は21万3712円で、平成30年と比較して7%増となりました。労働費は、令和2年は5万3877円で平成30年と比較して6%減となりました。減価償却費は、令和2年は1万4498円で平成30年と比較して15%減となりました。

その結果、肥育牛1頭当たり売上原価は、 令和2年は81万5636円で、平成30年の83万 2004円と比較して2%減となりました。

以上より、令和2年の肥育牛1頭当たりの年間経常所得は1万4106円で、令和元年よりも増加しましたが、平成30年の同年間経常所得の1万5841円からは11%減少しました。また、所得率は年々増加しており、令和2年は2.2%となりました。

(3) 安全性

肥育牛1頭当たりの施設機器具平均投資額は令和元年に減少しましたが、令和2年は増加に転じ7万6430円となりました。資金借入



(表1)主要項目の動向について(平成30年から令和2年)

| 項目 | | 単位 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 対前年比 30年/29年 | 対前年比 元年/30年 | 対一昨年比 元年/30年 |
|------|--------------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------------|----------------|-----------------|
| 集計件数 | | | 32 | 31 | 32 | | | |
| | 労働力員数 | 人 | 2.4 | 2.6 | 2.5 | 109% | 96% | 104% |
| | うち家族労働力員数 | 人 | 1.8 | 2.0 | 1.8 | 108% | 91% | 98% |
| 経営 | 肥育牛飼養頭数計 | 頭 | 164.7 | 176.5 | 174.0 | 107% | 99% | 106% |
| 営 | うち肉用種飼養頭数 | 頭 | 164.7 | 176.4 | 174.0 | 107% | 99% | 106% |
| 概 | 耕・草地のべ面積計 | a | 104.1 | 107.7 | 86.7 | 104% | 80% | 83% |
| 要 | 肥育牛販売頭数合計 | 頭 | 95.7 | 101.1 | 100.8 | 106% | 100% | 105% |
| | うち肉用種去勢若齢販売頭数 | 頭 | 92.5 | 98.2 | 100.2 | 106% | 102% | 108% |
| | うち肉用種雌若齢販売頭数 | 頭 | 0.1 | 2.5 | 0.6 | 2039% | 24% | 480% |
| | 肥育牛1頭当たり売上高 | 円 | 838,723 | 799,907 | 741,983 | 95% | 93% | 88% |
| | うち肥育牛販売収入 | 円 | 832,525 | 792,482 | 738,158 | 95% | 93% | 89% |
| 収 | 肥育牛1頭当たり売上原価 | 円 | 832,004 | 794,225 | 815,636 | 95% | 103% | 98% |
| 益性 | うちもと畜費 | 円 | 515,557 | 484,803 | 435,346 | 94% | 90% | 84% |
| 性 | うち購入飼料費 | 円 | 199,705 | 202,098 | 213,712 | 101% | 106% | 107% |
| | うち労働費計 | 円 | 57,029 | 53,262 | 53,877 | 93% | 101% | 94% |
| | うち減価償却費計 | 円 | 17,109 | 13,322 | 14,498 | 78% | 109% | 85% |
| | 家族労働力1人当たり年間経常所得 | 千円 | 1,942 | 1,067 | 1,549 | 55% | 145% | 80% |
| | 肥育牛1頭当たり年間経常所得 | 円 | 15,841 | 12,650 | 14,106 | 80% | 112% | 89% |
| | 出荷牛1頭当たり年間経常所得 | 円 | 26,083 | 28,337 | 29,524 | 109% | 104% | 113% |
| | 労働力1人当たり肥育牛飼養頭数 | 頭 | 71.3 | 69.8 | 73.1 | 98% | 105% | 103% |
| | 肥育牛1頭当たり販売価格 | 円 | 1,415,580 | 1,387,833 | 1,282,353 | 98% | 92% | 91% |
| | 肉牛生体 1 kg 当たり販売価格 | 円 | 1,850 | 1,786 | 1,643 | 97% | 92% | 89% |
| | 実際販売単価(枝肉出荷の場合) | 円 | 2,731 | 2,581 | 2,417 | 95% | 94% | 89% |
| 収 | 肥育牛1頭当たり出荷時体重 | 円 | 770 | 780 | 784 | 101% | 100% | 102% |
| 益性 | もと牛1頭当たり購入価格 | 円 | 896,615 | 875,674 | 853,388 | 98% | 97% | 95% |
| 0 | もと牛生体 1 kg 当たり導入価格 | 円 | 3,062 | 2,933 | 2,901 | 96% | 99% | 95% |
| 諸要 | 導入時平均もと牛体重 | kg | 293 | 299 | 296 | 102% | 99% | 101% |
| 要因 | 年間肥育回転率 | 回 | 0.59 | 0.57 | 0.58 | 97% | 102% | 99% |
| | 平均肥育日数 | 日 | 633 | 619 | 632 | 98% | 102% | 100% |
| | 販売肥育牛1頭1日当たり増体重 | kg/日 | 0.76 | 0.78 | 0.77 | 103% | 99% | 102% |
| | 対導入頭数事故率 | % | 1.9 | 2.2 | 3.2 | 113% | 148% | 167% |
| | 対常時頭数事故率 | % | 1.1 | 1.3 | 2.0 | 111% | 157% | 175% |
| | | 時間 | 32 | 32 | 32 | 99% | 101% | 100% |
| | 肥育牛1頭当たり年間飼養管理労働時間 | 時間 | 28 | 29 | 28 | 105% | 95% | 100% |
| | 所得率 | % | 1.6 | 1.8 | 2.2 | 112% | 120% | 134% |
| 宇 | 肥育牛1頭当たり施設機器具平均投資額 | 円 | 63,885 | 61,307 | 76,430 | 96% | 125% | 120% |
| 安全 | 肥育牛1頭当たり資金借入残高 | 円 | 468,877 | 573,295 | 585,064 | 122% | 102% | 125% |
| 性 | 肥育牛1頭当たり年間借入金償還負担額 | 円 | 47,508 | 54,529 | 76,449 | 115% | 140% | 161% |

残高および年間借入金償還負担額は年々増加 しています。

3. 令和2年度調査の結果

令和2年度調査結果について、肥育牛1頭 当たり所得階層別の集計結果を所得上位20% 階層(以下、「上位」といいます)と所得下 位20%階層(以下、「下位」といいます)を 比較することで解説します。

なお、集計結果は表2~5に示しました。

(1)経営の規模

表2に経営の規模を示しました。併せて、 表4には、収益性の諸要因分析のうち経営の 規模に係る項目も示しています。

労働力員数は、上位が1.6人(うち家族労働力員数1.4人)、下位が2.6人(うち家族労働力員数2.2人)で上位が1.0人少なくなりました。

肥育牛飼養頭数は、上位が117.3頭、下位が127.2頭で上位がわずかに少なくなりました。労働力1人当たり肥育牛飼養頭数は、上位が78.4頭、下位が57.1頭で上位が21.3頭多くなりました。

肥育牛1頭当たり年間労働時間は、上位が 27時間、下位が42時間で、上位が15時間短く なっていました。

(2) 損益

表3に損益(肥育牛1頭当たり)を示しました。併せて、表4には、収益性の諸要因分析のうち損益に係る項目も示しています。

ア 売上高

肥育牛1頭当たり肥育牛販売収入は、上位

が72万5378円、下位が77万316円で、上位は下位よりも約4万5000円少なくなりました。 一方、肥育牛1頭当たり販売価格は、肉牛生体1kg当たり販売価格が高い上位が135万8196円、下位が123万4984円で上位が約12万円高くなりました。

上位が下位よりも肥育牛1頭当たり販売価格が12万円高いにもかかわらず、肥育牛販売収入を肥育牛年間飼養頭数で除した肥育牛1頭当たり肥育牛販売収入は、上位が下位よりも5.8%少ない結果となりました。この要因として、年間肥育回転率をみると上位が0.54回、下位が0.62回と下位の方が0.08回多くなっています。年間の肥育牛1頭当たり販売収入でみた場合、年間飼養頭数に対する販売頭数の比率の差で上位が下位を下回ったことが伺えます。

以上の結果、肥育牛1頭当たり売上高計は 上位が73万7780円、下位が77万3752円で上位 が約3万6000円少なくなりました。

| (表2) |) 経営 <i>0</i> | が田特 |
|------------------------|---------------|-------|
| \ \ \ \ \ \ |) ボギ足り | ノ大兄が子 |

| | 項目 | 単位 | 全体 | 下位20% | 中位60% | 上位20% |
|----------|---------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 集計件数 | | | 32 | 7 | 18 | 7 |
| 労働力 | 労働力員数 | | 2.5 | 2.6 | 2.8 | 1.6 |
| カ側刀 | うち家族労働力員数 | 人 | 1.8 | 2.2 | 1.7 | 1.4 |
| 肥育牛飼養頭数計 | | | 174.0 | 127.2 | 214.2 | 117.3 |
| 肉用種飼養的 | 頁数 | 頭 | 174.0 | 127.2 | 214.2 | 117.3 |
| | 個別利用自作地 | a | 83 | 84.3 | 67.2 | 122.1 |
| 耕・草地の | 個別利用借地 | a | 3.7 | 0.0 | 0.0 | 17.0 |
| べ面積計 | 共同利用地 | a | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 耕・草地のべ面積計 | a | 86.7 | 84.3 | 67.2 | 139.1 |
| | 肥育牛販売頭数合計 | 頭 | 100.8 | 77.9 | 124.4 | 62.9 |
| 販売頭数 | うち肉用種去勢若齢販売頭数 | 頭 | 100.2 | 77.9 | 123.3 | 62.9 |
| | うち肉用種雌若齢販売頭数 | 頭 | 0.6 | 0.0 | 1.1 | 0.0 |



(表3) 損益(肥育牛1頭当たり)

| | 項目 | | 単位 | 全体 | 下位20% | 中位60% | 上位20% | |
|--------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------|-------|-----------|--------------------|-----------|----------|
| 集計 | 集計件数 | | 戸 | 32 | 7 | 18 | 7 | |
| 売 | 肥育 | 手牛販 | 京売収入 | 円 | 738,158 | 770,316 | 730,622 | 725,378 |
| 上 | 堆肥 | 即売 | ・交換収入 | 円 | 1,576 | 1,171 | 641 | 4,384 |
| | その他売上高 | | 円 | 2,249 | 2,265 | 0 | 8,017 | |
| 高 | 売上 | 高計 | | 円 | 741,983 | 773,752 | 731,262 | 737,780 |
| | 期首 | 首飼養 | 条牛評価額 | 円 | 993,935 | 1,109,278 | 987,161 | 896,011 |
| | | 種付料 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | もと | 音費 | 円 | 435,346 | 450,434 | 428,755 | 437,209 |
| | | 購入 | 、飼料費 | 円 | 213,712 | 199,781 | 216,745 | 219,842 |
| | | 自紹 | 計 飼料費 | 円 | 245 | 70 | 294 | 297 |
| | | 敷彩 | 費 | 円 | 3,543 | 2,030 | 3,387 | 5,458 |
| | | 労 | 雇用労働費 | 円 | 7,550 | 6,012 | 10,519 | 1,455 |
| | | 働 | 家族労働費 | 円 | 46,326 | 55,672 | 42,377 | 47,135 |
| | 当 | 費 | 労働費計 | 円 | 53,877 | 61,684 | 52,896 | 48,590 |
| 士 | 期 | 診療 | ・医薬品費 | 円 | 6,836 | 4,259 | 7,921 | 6,622 |
| 売 | 生 | 電力 | 7・水道費 | 円 | 6,817 | 6,254 | 7,171 | 6,471 |
| 上 | 産 | 燃料 | | 円 | 3,902 | 3,393 | 3,919 | 4,368 |
| 原 | 費 | 減 | 建物・構築物減価償却費 | 円 | 5,163 | 6,274 | 5,230 | 3,881 |
| | 用 | 価 | 機器具・車輌減価償却費 | 円 | 9,087 | 12,884 | 9,181 | 5,047 |
| 価 | | 償却 | 家畜減価償却費 | 円 | 247 | 0 | 440 | 0 |
| | | 費 | 減価償却費計 | 円 | 14,498 | 19,159 | 14,851 | 8,928 |
| | | 修綽 | | 円 | 6,602 | 8,546 | 5,847 | 6,600 |
| | | 小農具費 消耗諸材料費 賃料料金その他 | | 円 | 1,015 | 1,533 | 851 | 917 |
| | | | | 円 | 4,649 | 6,357 | 4,936 | 2,201 |
| | | | | 円 | 3,383 | 5,046 | 3,368 | 1,759 |
| | | 当期 |]生産費用合計 | 円 | 754,425 | 768,546 | 750,941 | 749,262 |
| | 期中 | | - 振替額 | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 円 | 932,724 | 988,268 | 924,137 | 899,261 |
| | | .原侃 | | 円 | 815,636 | 889,556 | 813,965 | 746,012 |
| 売上 | 二総禾 | | • | 円 | △ 73,653 | △ 115,805 | △ 82,702 | △ 8,232 |
| | 販 | | 経費 | 円 | 35,464 | 43,400 | 33,470 | 32,653 |
| 般 | 売 | | 掛金等 | 円 | 7,294 | 12,322 | 5,924 | 5,787 |
| 管理 | 売費・ | | 他販売費・一般管理費 | 円 | 14,131 | 15,463 | 15,951 | 8,117 |
| 費 | | | 費・一般管理費計 | 円 | 56,888 | 71,185 | 55,345 | 46,557 |
| 営業 | 美利 益 | | | 円 | △ 130,541 | △ 186,990 | △ 138,048 | △ 54,789 |
| | _ | 又利息 | Ţ | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業外収益 | | | 補填金 | 円 | 101,845 | 89,349 | 112,421 | 87,148 |
| 来 | _ | ·— -処分 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収 | | | | 円 | 12,245 | 15,405 | 11,251 | 11,642 |
| 盆 | | | 以益計 | 円 | 114,091 | 104,754 | 123,672 | 98,790 |
| | _ | ム利息 | | 円 | 6,274 | 9,727 | 6,734 | 1,637 |
| 一 | - | ム地代 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業外費 | - | | | 円 | 8,344 | 4,919 | 7,859 | 13,019 |
| 外 | | 経営安定積立金 成牛処分損 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 月用 | | | | 円 | 1,152 | 357 | 658 | 3,217 |
| | 用 その他営業外費用 営業外費用計 | | | 円 | 15,770 | 15,002 | 15,250 | 17,873 |
| 経常 | _ <u></u> 字利 | | | 円 | △ 32,220 | △ 97,239 | △ 29,626 | 26,128 |
| - | 的所得 | | | 円 | 14,106 | △ 41,567 | 12,751 | 73,264 |
| - | | | 上 除所得 | 円 | △ 62,343 | △ 95,811 | △ 89,002 | 39,677 |
| | | |]算額 | 円 | △ 47,845 | \triangle 76,652 | △ 74,151 | 48,605 |
| L ₆ 1 T | - I貝ム | 1. 只川 | 1 <i>7</i> 1*TK | 1 1 | △ 47,040 | △ 10,032 | △ 14,131 | 40,00 |

(表4) 収益性の諸要因分析

| 項目 | 単位 | 全体 | 下位20% | 中位60% | 上位20% |
|--------------------|------|-----------------|------------------|-----------------|-----------|
| 集計件数 | 戸 | 32 | 7 | 18 | 7 |
| 家族労働力1人当たり年間経常所得 | 千円 | 1,549 | △ 2,580 | 1,195 | 6,589 |
| 肥育牛1頭当たり年間経常所得 | 円 | 14,106 | △ 41,567 | 12,751 | 73,264 |
| 出荷牛1頭当たり年間経常所得 | 円 | 29,524 | △ 65,746 | 21,779 | 144,709 |
| 労働力1人当たり肥育牛飼養頭数 | 頭 | 73.1 | 57.1 | 77.3 | 78.4 |
| 肥育牛1頭当たり年間労働時間 | 時間 | 32 | 42 | 29 | 27 |
| 肥育牛1頭当たり年間飼養管理労働時間 | 時間 | 28 | 34 | 28 | 24 |
| 飼料生産のべ10 a 当たり労働時間 | 時間 | 6 | 1 | 5 | 9 |
| 雇用依存率 | % | 17 | 8 | 24 | 7 |
| 肥育牛1頭当たり耕・草地のべ面積 | a | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 肥育牛1頭当たり借入地面積 | a | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 借入地依存率 | % | 2 | 0 | 0 | 7 |
| 所得率 | % | 2.2 | \triangle 5.2 | 1.8 | 10.5 |
| 売上高経常利益率 | % | $\triangle 4.1$ | \triangle 12.6 | $\triangle 4.0$ | 4.1 |
| 肥育牛1頭当たり販売価格 | 円 | 1,282,353 | 1,234,984 | 1,271,280 | 1,358,196 |
| 肉牛生体 1 kg 当たり販売価格 | 円 | 1,643 | 1,539 | 1,646 | 1,741 |
| 実際販売単価 (枝肉出荷の場合) | 円 | 2,417 | 2,249 | 2,394 | 2,644 |
| 肥育牛1頭当たり出荷時体重 | kg | 784 | 802 | 776 | 787 |
| もと牛1頭当たり購入価格 | 円 | 853,388 | 900,503 | 857,003 | 796,978 |
| もと牛生体1kg 当たり導入価格 | 円 | 2,901 | 2,923 | 2,888 | 2,912 |
| 導入時平均もと牛体重 | kg | 296 | 309 | 296 | 281 |
| 年間肥育回転率 | □ | 0.58 | 0.62 | 0.58 | 0.54 |
| 平均肥育日数 | 日 | 632 | 620 | 629 | 654 |
| 販売肥育牛1頭1日当たり増体重 | kg/日 | 0.77 | 0.80 | 0.76 | 0.77 |
| 対導入頭数事故率 | % | 3.2 | 2.4 | 2.0 | 7.2 |
| 対常時頭数事故率 | % | 2.0 | 1.5 | 1.2 | 4.7 |

(表5)施設投資・資金借入状況

| 項目 | 単位 | 全体 | 下位20% | 中位60% | 上位20% |
|--------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 集計件数 | 戸 | 32 | 7 | 18 | 7 |
| 肥育牛1頭当たり施設機器具平均投資額 | 円 | 76,430 | 91,829 | 79,001 | 54,423 |
| 肥育牛1頭当たり資金借入残高 | 円 | 585,064 | 663,842 | 724,788 | 146,996 |
| 肥育牛1頭当たり年間借入金償還負担額 | 円 | 76,449 | 54,244 | 101,753 | 33,586 |
| 経常所得対借入金償還額比率 | % | △ 321.6 | △ 123.4 | △ 540.8 | 44.0 |

イ 売上原価

肥育牛1頭当たりもと畜費は、上位が43万 7209円、下位が45万434円で、上位が1万 3225円少なくなりました。もと牛1頭当たり 19万9781円で、上位が2万61円多くなりまし 購入価格をみると、上位が79万6978円、下位

が90万503円で、上位が10万3525円少なくなっ ていました。

購入飼料費は、上位が21万9842円、下位が た。



労働費計は、上位が4万8590円、下位が 6万1684円で、上位が1万3094円少なくなり ました。また、上位は労働費のうち97%が家 族労働費でした。

減価償却費計は、上位が8928円、下位が 1万9159円で、上位が1万231円少なくなり ました。表5の施設投資・資金借入状況のう ち肥育牛1頭当たり施設機器具平均投資額を みると、上位が5万4423円、下位が9万1829 円で、上位が3万7406円少ないことが、減価 償却費の差の一因になっていることが伺えま す。

以上の結果、当期生産費用合計は、上位が 74万9262円、下位が76万8546円で、上位が 1万9284円少なくなりました。売上原価は、 上位が74万6012円、下位が88万9556円で、上 位が14万3544円少なくなりました。

ウ収益

以上アとイの結果、売上総利益は、上位が △8232円、下位が△11万5805円となりました。 営業利益は、上位が△5万4789円、下位が \triangle 18万6990円となりました。

経常利益は、上位が2万6128円、下位が△ 9万7239円となりました。

経常所得は、上位が7万3264円、下位が△ 4万1567円となりました。

家族労働力1人当たり年間経常所得は、上 位が658.9万円、下位が△258.0万円となりま した。肥育牛1頭当たり年間経常所得は、上 位が7万3264円、下位が△4万1567円となり ました。

所得率をみると上位が10.5%、下位が△ 5.2%となりました。

(3) まとめ

肉用牛肥育経営では、上位は所得率が 10.5%で、肥育牛1頭当たりおよび家族労働 力1人当たり年間経常所得で高い所得を得て いました。下位は所得率が△5.2%とマイナ スとなり、売上高がほとんど所得につながっ ておらず、上位と下位では肥育牛1頭当たり および家族労働力1人当たり年間経常所得に 差がついていました。

これは、売上高計が上位は下位よりも少な くなったにもかかわらず、もと畜費、家族労 働費、減価償却費など全体として経費を下位 よりも抑えており売上原価が低かったことが 要因となっています。

また、収益性の諸要因分析をみると、上位 は下位よりも安くもと牛を購入し、高く肥育 牛を販売していました。

経営の安全性をみると、上位は施設機器具 への投資額が抑えられており、肥育牛1頭当 たり資金借入残高も少なくなっていました。

今回の調査結果を経営改善のための参考と して活用ください。

最後に、調査にご協力いただいた道府県畜 産会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

(筆者:(公社)中央畜産会(支援・調査)調 査役)



行政の窓

みどりの食料システム戦略の 実現に向けた認定制度等について

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 みどりの食料システム戦略グループ 山本

みどりの食料システム法の創設の背景

農林漁業者の減少・高齢化の進行など、食 料の生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの 衰退が顕在化しているなか、気候変動による 大規模災害や生物多様性の低下等の食料生産 現場への影響が深刻化しています。また、 SDGsや環境対応など企業の評価基準も変化 しており、生産現場のみならず、食料システ ムの関係者(農林漁業者、農機・資材メー

カー、食品事業者、消費 者等)が連携することで 持続可能な体制を構築す る必要が生じています。

こうしたことから、農 林水産省においては、令 和3年5月にみどりの食 料システム戦略を策定 し、食料・農林水産業の 生産力向上と持続性の確 保の両立をイノベーショ ンで実現することを目指 しています。みどりの食 料システム戦略においては、2050年までに目 指す姿として、化学肥料・化学農薬の使用低 減、有機農業の取り組み面積の拡大等を掲げ ており、その実現に向けて、現場が安心して 息長く取り組んでいただけるよう、みどりの 食料システム法が本年5月に制定、7月に施 行されました。そして、本法に基づく国の基 本方針を同年9月に策定・公表し、本格的な 制度運用をスタートしたところです (図1)。 本法は、関係者の連携、技術開発・活用の

(図1) みどりの食料システム戦略

みどりの食料システム戦略(概要) BI・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現 持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、 中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進 現状と今後の課題 ○生産者の減少・高齢化、 地域コミュニティの衰退 目指す姿と取組方向 温暖化、大規模自然災害 2050年までに目指す姿 ○コロナを契機としたサプライ チェーン混乱、内食拡大 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現 展外水圧集のOV2代出工等ションパにの美現 低リスク農業への転換、総合的な病毒主由管理体系の確立・普及 に加え、ネオニフチノド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬 等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大 を販送開発 ○SDGsや環境への対応強化 ○国際ルールメーキングへの参画 「Farm to Fork戦略」(20.5) 2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した 輸入原材料調達の実現を目指す 「農業イノベーションアジェンダ」 エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大 ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現 (20.2) 2050年までに農業生産量 戦略的な取組方向 40%増加と環境フットプリント 半減 2040年まで、年新的ジ技術・生産体系で順次(開発・信文例開発・日本人 2050年まで、産新的公技術・生産体系の開発を踏まえ、 今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標) ※政策手法のグリーン化: 2030年まで、施策の支援対象を持続可能な資料・農林水産業を行る指生の 2040年まで、技術開発の状況を踏まえつ、・前野東定いで、ホーポニュートラルに対応することを目指す。 補助金拡充・現境角部製化ニー・の不果とやトでのスコンプライアス要件を欠ま。 ※ 革新的技術・生産体系の仕会業学、特殊可能と知識を発伸してる観点から、その時点において必要な規制を見直し、 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。 農林水産業や地域の将来も 見据えた持続可能な 食料システムの構築が急務 期待される効果 環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承 ・環境に期和した食料・農林水産業 ・化石燃料から切替による・ポンニートラルへの貢献 ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大 経済持続的な産業基盤の構築 ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達) ・国産品の評価向上による輸出拡大 ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活 ・地域資源を活かした地域経済循環 ・多様な人々が共生する地域社会 ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大 アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画 (国連食料システムサミット (2021年9月) など)

推進や円滑な食品流通の確保といった基本理 念を掲げ、行政の責務や関係者が取り組むべ き視点、国が講ずべき施策について規定する とともに、環境負荷の低減に取り組む農林漁 業者や事業者の計画を認定し、金融・税制措 置等によりその取り組みを支援する「計画認 定制度 | を創設するものです。

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度

(1)農林漁業者に係る計画認定制度(環境 負荷低減事業活動)

環境負荷の低減に取り組む農林漁業者(当 該農林漁業者が団体である場合におけるその 構成員等を含む。以下同じ。)は、都道府県お よび市町村が共同で策定する基本計画に沿っ て、農業に由来する環境への負荷の低減を図 る事業計画を作成し、環境負荷低減事業活動 実施計画として都道府県知事の認定を受ける

ことができます(図2)。

認定の対象となる具体 的な事業活動は、①土づ くり、化学肥料・化学農 薬の使用低減の取り組み を一体的に行う事業活動 (有機農業を含む)、②温 室効果ガスの排出の量の 削減に資する事業活動等 が該当します。

畜産農業者の場合、飼 料や作物等を栽培する自 らの農地において土づく

り、化学肥料・化学農薬の使用低減の取り組 みを一体的に行う活動や、家畜排せつ物を強 制攪拌することで温室効果ガスであるメタン や一酸化二窒素の排出量を削減する活動等に 取り組む事業計画を作成することで認定を受 けることが可能です。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請 の受付については、すでに滋賀県で開始して おりますが、その他の都道府県においてはお おむね年度明けまでに開始する見込みです。

(2)農林漁業者に係る計画認定制度(基盤 確立事業)

農林漁業者が環境負荷低減に取り組む際に は、農林漁業者だけでは解決しがたい技術開 発や市場拡大等が課題になります。こうした 課題の解決に向けて、機械・資材メーカー、 支援サービス事業体、食品事業者等が、農林 漁業由来の環境負荷の低減の基盤を確立する 事業を広域的かつ先進的に行うことについ

(図2) みどりの食料システム法のポイント

制度の趣旨 みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保 みどりの食料システムに関する基本理念 ・ 生産者 事業者 消費者等の連携 技術の関発・活用 円滑か食品流通の確保 竿 関係者の役割の明確化 国・地方公共団体の青務(施策の策定・実施) 生産者・事業者、消費者の努力 国が講ずべき施策 関係者の理解の増進 技術開発・普及の促進 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進 環境負荷低減の取組の見える化 基本方針(国) 協議 👚 🗐 同意 基本計画(都道府県・市町村) 認定 申請 👚 認定 環境負荷低減に取り組む生産者 生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画 生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材 メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画 [支援措置] 【支援措置】 必要な設備等への資金繰り支援(食品流通改善資金の特例) 必要な設備等への資金繰り支援(農業改良資金等の債還期間の延長(10年→12年)等) 行政手続のワンストップ化* (農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等) 行政手続のワンストップ化 (農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認) 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進* 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進 (新品種の出願料等の減免) 上記の計画制度に合わせて、**必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置**

- 持続農業法の取組も包含(同法は廃止し経過措置により段階的に新制度に移行)

て、基盤確立事業実施計画として主務大臣の 認定を行うこととしています。

認定の対象となる具体的な取り組みとしては、①先端的技術の研究開発および成果の移転の促進、②新品種の育成、③環境負荷低減に資する資材または機械の生産・販売、④環境負荷低減に資する機械のリース・レンタル、⑤環境負荷低減の取り組みを通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産または需要開拓、⑥環境負荷低減の取り組みを通じて生産された農林水産物の流通の合理化が該当します。

畜産分野では、肥料メーカーや畜産農業者が堆肥を広域的に生産・販売する活動や、機械メーカーが堆肥散布機や家畜排せつ物の自動攪拌機を生産・販売する活動等が想定されます。基盤確立事業実施計画の認定申請は9月15日より開始しておりますが、例えば、JA佐久浅間等について、堆肥の利用拡大に向けてペレット堆肥製造設備を増強する計画を認定しています。

計画認定制度に基づく支援措置

(1) みどり投資促進税制

有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む農業者や、環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しするため、みどり投資促進税制を措置しています。計画認定を受けた農業者または事業者が、令和4年7月1日から令和6年3月31日までの間に、計画に

従って一定の設備等を取得等した場合に、その取得価額の32%(機械等と一体的に整備する建物およびその附属設備ならびに構築物については16%)の特別償却が認められます。 本税制については、補助金との併用も可能ですので、ぜひ活用をご検討ください。

なお、温室効果ガスの排出量削減の取り組みやプラスチックの排出量抑制の取り組み等 に必要な設備等については、本措置の適用対 象とはなりませんので、ご留意ください。

①農業者において本税制の対象となる設備 等

農業者において本税制の対象となる設備等については、その取得価額が100万円以上であり、当該機械等(機械装置、器具設備またはこれらを組み合わせたものをいう。)に係るメーカーが基盤確立事業実施計画に基づき製造する機械等であって、次の基準のいずれにも該当すると確認できたものおよび当該機械等と一体的に整備される建物等になります。

- イ 以下のいずれかに該当するものであること。
 - ・慣行的な生産方式と比較して、化学肥料または化学農薬の使用低減に資する機械等(複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。)(例:可変施肥機等)
 - ・環境負荷低減事業活動(化学肥料および化学農薬の使用低減に係る事業活動に限る)の安定に不可欠な機械等(例:



水田用除草機、色彩選別機 等)

- ロ 一定期間内(10年以内)に販売された モデルであること。
- ハ 基盤確立事業実施計画の認定時点でそ の販売台数がその販売者の旧モデルの販 売台数を下回っていること。

上述のとおり、農業者が導入する機械等 は、当該機械等のメーカーが事前に基盤確 立事業実施計画の認定を受けることによ り、農水省HPの「みどり投資促進税制対 象機械リスト」に掲載されている必要があ ります。11月30日現在、11社の基盤確立事 業実施計画を認定しておりますが、この中 には家畜排せつ物の固液分離機や自動攪拌 機に関する計画があり、みどりの投資促進 税制対象機械リストにも掲載しています (図3・4)。

こうしたことから、家畜排せつ物の自動 攪拌機等の生産および販売を行うメーカー におかれましては、ぜひ基盤確立事業実施 計画の申請をご検討ください。

計画の作成にあたっては、事前相談をお 勧めしております。農林水産省みどりの食 料システム戦略グループまでお気軽にご相 談ください。

②事業者において本税制の対象となる設備

事業者において本税制の対象となる設備 等は、基盤確立事業実施計画に記載された 事業の用に供する設備等に該当する機械そ の他の減価償却資産であって、化学肥料ま たは化学農薬に代替する生産資材を製造す る専門の機械等および当該機械等と一体的 に整備される建物等です。

化学肥料または化学農薬に代替する生産 資材を製造する専門の機械等としては、具 体的には、以下のようなものが該当すると 考えられます。

- ・特定の製品を製造するため、一つの設備 において複数の工程が含まれている設備 (例:種子温湯消毒設備、バイオコンポ スター 等)
- ・原材料の保管庫等の施設があることを前 提に、当該施設に付随する設備(例:有 機質資材のペレット化装置、家畜排せつ 物の自動撹拌装置 等)
- ・農薬・肥料の専門の製造所で整備される 設備(例:天敵昆虫資材の製造設備
- (2) 日本政策金融公庫等の融資の特例措置 認定を受けた農業者または事業者に対し、

(図3) 基盤確立事業実施計画の認定状況およびみどり投資促進税制の対象機械について



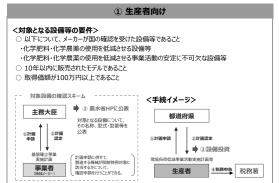
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/ seisaku/midori/midorihou kibann.html

(図4) みどり投資促進税制

○ 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、 環境保全型農業に必要な有機質肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要
・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が 一定の設備等を新たに取得等した場合に、特別償却(機械等32%、建物等 16%)の適用が受けられます。

・本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和6年3月31日までの間**に、**認定実施計画**に基づき対象設備等を**取得し、当該事業の用に供した場合**に限られます。





計画に記載された環境負荷の低減のための設備等の導入に要する資金の確保を支援するため、日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫の低利融資等を措置しています。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた畜産農業者の場合は、家畜排せつ物の自動攪拌機等を備えた施設を導入する際などに、無利子資金である農業改良資金の融資を受けられるほか、畜産経営環境調和推進資金の融資を受けることができます。

一方、環境負荷の低減に資する資材または機械の生産・販売または環境負荷低減に資する機械のリース・レンタルをする活動として基盤確立事業実施計画の認定を受けた中小企業の場合は、新事業活動促進資金の融資を受けることができます。新事業活動促進資金については、公庫等の基準金利よりも0.65%低い金利となっていますので、設備投資等を行う際には活用をご検討ください。

なお、いずれの場合であっても、別途、日本政策金融公庫等による審査があります。

おわりに

以上、みどりの食料システム法に基づく計画認定制度について紹介しました。制度の詳細や申請様式等については、農林水産省HP*および関連法令をご参照ください。

今後、計画認定制度に基づく支援措置の活 用が進むことで、みどりの食料システム戦略 の実現につながることを期待しております。

* https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/ seisaku/midori/houritsu.html

(やまもと しょうへい・農林水産省大臣官 房環境バイオマス政策課みどりの食料システ ム戦略グループ 企画専門職)



農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)(令和4年10月分)

令和4年10月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律 第183号) 第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成 30年12月26日付け30農畜機第5251号) 第4の6の(5) のオの規定及び同(5) のカの規定によ り準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格及び標準的生産費ならびに交 付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費およ び交付金単価の確定値については、令和5年2月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価 (概算払)

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの 標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1 | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの 標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1 |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|
| 北海道 | 1,215,922円 | 1,281,149円 | 51,704.3円 | 埼玉県 | 1,224,400円 | 1,263,777円 | 28,439.3円 |
| 青森県 | 1,218,636円 | 1,256,129円 | 26,743.7円 | 千葉県 | 1,224,400円 | 1,242,238円 | 9,054.2円 |
| 岩手県 | 1,218,636円 | 1,212,922円 | _ | 東京都 | 1,224,400円 | 1,244,004円 | 10,643.6円 |
| 宮城県 | 1,218,636円 | 1,261,676円 | 31,736.0円 | 神奈川県 | 1,224,400円 | 1,276,792円 | 40,152.8円 |
| 秋田県 | 1,218,636円 | 1,212,258円 | _ | 山梨県 | 1,224,400円 | 1,268,458円 | 32,652.2円 |
| 山形県 | 1,218,636円 | 1,193,313円 | _ | 長野県 | 1,224,400円 | 1,270,494円 | 34,484.6円 |
| 福島県 | 1,218,636円 | 1,237,942円 | 10,375.4円 | 静岡県 | 1,224,400円 | 1,271,561円 | 35,444.9円 |
| 茨城県 | 1,224,400円 | 1,273,949円 | 37,594.1円 | 新潟県 | 1,306,414円 | 1,238,947円 | _ |
| 栃木県 | 1,224,400円 | 1,257,796円 | 23,056.4円 | 富山県 | 1,306,414円 | 1,262,585円 | _ |
| 群馬県 | 1,224,400円 | 1,280,539円 | 43,525.1円 | 石川県 | 1,306,414円 | 1,224,175円 | _ |

(つづく)

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの 標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1 | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの 標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1 |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|
| 福井県※2 | 1,450,432円 | 1,228,614円 | _ | 山口県 | 1,201,857円 | 1,261,749円 | 46,902.8円 |
| 岐阜県※2 | 1,463,842円 | 1,316,921円 | _ | 徳島県 | 1,232,686円 | 1,269,526円 | 26,156.0円 |
| 愛知県 | 1,235,350円 | 1,274,769円 | 28,477.1円 | 香川県 | 1,232,686円 | 1,273,791円 | 29,994.5円 |
| 三重県 | 1,235,350円 | 1,230,778円 | _ | 愛媛県 | 1,232,686円 | 1,249,200円 | 7,862.6円 |
| 滋賀県 | 1,325,741円 | 1,288,074円 | _ | 高知県 | 1,232,686円 | 1,199,487円 | _ |
| 京都府 | 1,325,741円 | 1,264,785円 | _ | 福岡県 | 1,230,334円 | 1,264,494円 | 23,744.0円 |
| 大阪府 | 1,325,741円 | 1,211,809円 | _ | 佐賀県 | 1,230,334円 | 1,264,205円 | 23,483.9円 |
| 兵庫県 | 1,325,741円 | 1,218,704円 | _ | 長崎県 | 1,230,334円 | 1,273,104円 | 31,493.0円 |
| 奈良県 | 1,325,741円 | 1,238,926円 | _ | 熊本県 | 1,230,334円 | 1,275,894円 | 34,004.0円 |
| 和歌山県 | 1,325,741円 | 1,248,429円 | _ | 大分県 | 1,230,334円 | 1,276,609円 | 34,647.5円 |
| 鳥取県 | 1,201,857円 | 1,281,003円 | 64,231.4円 | 宮崎県 | 1,230,334円 | 1,281,676円 | 39,207.8円 |
| 島根県 | 1,201,857円 | 1,264,823円 | 49,669.4円 | 鹿児島県 | 1,230,334円 | 1,267,351円 | 26,315.3円 |
| 岡山県 | 1,201,857円 | 1,229,429円 | 17,814.8円 | 沖縄県 | 1,291,396円 | 1,182,470円 | _ |
| 広島県 | 1,201,857円 | 1,253,491円 | 39,470.6円 | | | | |

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

| | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1 |
|-----|------------------|-----------------|-----------------------|
| 交雑種 | 722,141円 | 734,884円 | 4,468.7円 |
| 乳用種 | 479,135円 | 528,094円 | 37,063.1円 |

- ※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補塡の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。
- ※2 ※2を付した福井県および岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格 に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注)令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した 登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。